

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月12日（日）20：07～20：33

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生	
	1番	知念	雄二	
	2番	西江	正	
	3番	知念	正和	
	5番	知念	順司	
	6番	大城	進	
	7番	大城	貴子	
	8番	東江	良和	
	9番	玉城	正芳	計9名

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 大城 篤

主事 崎濱 秀太

令和元年 第5回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、令和元年第5回伊江村農業委員会総会を開会致します。
委員の出席について、只今ありましたとおり9名中9名が出席しております。
会議規則第11条の規定により、本総会は成立することを報告致します。
本日の議事日程は予め、議席に配布したとおりです。これは4月23日の第4
回総会第2号議案について、隣接した耕作者の合意不十分により保留しまし
た案件です。それでは議事に入ります。

議長 日程の第1「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指
名したいと思います。署名委員に1番知念委員。2番西江委員を指名致しま
す。

日程の第2「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1
日間にしたいと思います。ご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程の第3、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」
を議題とします。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明申し上げます。議案第1号「農地法第5条の規定による
許可申請について」。此方は去った4月23日の第2号議案の方でかけた案件
で書類の方、隣接地主等の書類が取れてない。ということで保留した案件を
再度上げてあります。

先ず申請者●さんと、●以下ですね、●。●。3名譲受人による農地転用の
申請であります。申請地が●と●、あと●、3筆共に登記地目、畑。現況地
目、畑。面積が●㎡、●㎡、●㎡、合計転用面積が●㎡の転用申請です。転
用目的が●。農地区分が第二種農地。許可基準の農地に定める農地の区分の
判断理由として、「申請地は街区に占める宅地面積の割合が40%を超えるこ
とが見込まれる区域で、道路整備の状況から見て今後、宅地化が進む地域で
ある。」という事です。その下の方、「意見決定の理由」としまして「当該
申請地は●に位置し、本村の農業振興地域整備計画において農用地区域に除
外された地域となっている。本事業計画について他の地域に代替地を検討し
たが見当たらず、申請地として適当」として判断しました。申請の方は●で
すが今回、意見決定の方が●を予定しています。今回ですね、同意書等の書
類確認はしてもらいますが、転用としては場所として該当すると認められる。
としてお願いしたいです。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、質疑に入る前にですね、皆さんの同

意書を皆さんで確認して頂きたいと思います。

休憩いたします。(20:17~20:31)

再開致します。休憩中に先程の書類の確認をしました。質疑等がありましたらお願いします。

はい、これで質疑を終わります。お諮り致します。村営住宅の建設にしましては原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なし、と認めます。本案は原案のとおり決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。
令和元年第5回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 20:33

署名

会 長 玉城 増生 印

1 番 知念 雄二 印

2 番 西江 正 印